

平成 26 年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8 法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2 法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第 3 外部監査の結果

Ⅱ 各論

Ⅱ - 6. 公益財団法人千葉市みどりの協会及び公園管理課に係る外部監査の結果

2. 業務委託、指定管理業務及び管理許可業務について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）		講じた措置																													
<p>① 指定管理業務について</p> <p>イ. 花の美術館におけるみどりの協会が実施した改修等工事に伴う固定資産の管理について【公園管理課・みどりの協会】（報告書 P188）</p> <p>みどりの協会が市の財産に対して取替工事等の改修工事を行った結果、みどりの協会の固定資産として取得した資産は次のとおりである。</p> <p>【花の美術館における固定資産計上案件】</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>資産名</th> <th>取得価格</th> <th>平成 25 年度 期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構築物</td> <td>トレリス</td> <td style="text-align: right;">8,786</td> <td style="text-align: right;">6,795</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>門扉</td> <td style="text-align: right;">930</td> <td style="text-align: right;">732</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>街路灯</td> <td style="text-align: right;">995</td> <td style="text-align: right;">783</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>冷却塔</td> <td style="text-align: right;">18,239</td> <td style="text-align: right;">18,036</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>脇庭トレリス</td> <td style="text-align: right;">2,690</td> <td style="text-align: right;">2,645</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">31,640</td> <td style="text-align: right;">28,991</td> </tr> </tbody> </table> <p>指定管理業務において、指定管理の対象となる施設に対する資本的支出は、その所有者として市が当然に負担すべきものである。しかし、上記の表に示したとおり、固定資産の取得に伴う工事について、みどりの協会がその費用を負担し、原則として市が行うべき資本的支出をみどりの協会が肩代わりしていたことがわかった。これらの資本的支出の案件は、公園管理課及びみどりの協会が協議を行ってはいるが、費用負担や取得後の固定資産の管理方法及び減価償却費負担等について何らの合意をしていない。</p>		科目	資産名	取得価格	平成 25 年度 期末残高	構築物	トレリス	8,786	6,795	構築物	門扉	930	732	構築物	街路灯	995	783	構築物	冷却塔	18,239	18,036	構築物	脇庭トレリス	2,690	2,645	合計		31,640	28,991	<p>みどりの協会は、平成 28 年度末に解散し、清算終了後、当該取得資産は、定款に基づき同協会の残余財産として市に寄付されている。</p>	
科目	資産名	取得価格	平成 25 年度 期末残高																												
構築物	トレリス	8,786	6,795																												
構築物	門扉	930	732																												
構築物	街路灯	995	783																												
構築物	冷却塔	18,239	18,036																												
構築物	脇庭トレリス	2,690	2,645																												
合計		31,640	28,991																												

これは、みどりの協会における個別の自主事業を装って、本来、市が負担すべき取替工事等の改修工事（資本的支出）をみどりの協会が費用負担しているものと考えられる。そのため、指定管理の対象となっている市の公の施設に、指定管理業者であるみどりの協会の固定資産が取り替えられた形で設置されている状況が生じている。このような状況は、市における財産管理でも予定しないことであり、また、みどりの協会の経理的な基礎の充実の観点からも費用負担に係る合理的な理由が曖昧のままであるため、指定管理の仕組みとしても、公益財団法人としての費用負担のあり方としても、再考を要する事例である。

指定管理の基本協定に従い、20万円以下の「個別修繕」については指定管理料の中からみどりの協会が支出し、20万円超の「個別修繕」のうち、資本的支出とみなされる改修工事案件については市の負担により工事を実施するという基本的な仕組みを再度確認されたい。このような改修工事を指定管理者であるみどりの協会が例外的に実施する場合には、所管課とあらかじめ協議し、双方において基本協定に対する変更協定を取り交わす必要がある（同協定第37条）。基本協定に沿った運用に努められたい。また、上記の異常な状況を基本協定に沿った本来のあるべき姿に戻すため、所管課である公園管理課は適切な対応を図られたい。すなわち、このような状況が発生した要因を突き止めその責任を明確にされたい。なお、対応策の一つとして、みどりの協会が保有する資産について、本来は市が費用を負担すべきであった資産であり、当初から費用負担の割合を合意しておくことを怠ったものと考えられるが、みどりの協会から市への寄付を行うことなどが考えられる。